

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (15.3定)			
日 時	平成15年 9月24日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時33分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	北野委員長、横田副委員長、山田・上野・大畠・菊地 ・佐々木(茂)・ 井川・斎藤(博)・松本・高橋・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・ 経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・ 社会教育各部長、小樽病院事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、山田委員、菊地委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

森井委員が大島委員に、若見委員が菊地委員に、大竹委員が山田委員に、秋山委員が斉藤陽一良委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより総括質疑に入ります。

なお、本日は、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党、れいめいの会、市民クラブの順といたします。

公明党。

斉藤(陽)委員

水道料金及び下水道使用料の減免制度について

代表質問に関連して、水道料金及び下水道使用料の減免制度についてお伺いいたします。

減免制度の趣旨に関し、小樽市水道事業給水条例第40条及び小樽市下水道条例第22条の規定と小樽市水道料金及び下水道使用料に係る減免事務処理要綱との関係はどうなっているかということから伺いたいと思います。

まず、給水条例第40条の条文をお示してください。

(水道)営業課長

まず、水道料金の減免規定についてのお尋ねでございますが、ご指摘のとおり、小樽市水道事業給水条例第40条に係ることでございます。中身といたしましては、本会議でもお答えいたしているとおり、「料金、加入金、手数料その他の費用の額は、管理者が公益上その他特別な理由があると認める場合は、これを減額し、又は免除することができる」というふうに規定してございまして、それと下水道の関係は、これを受けまして、小樽市水道料金及び下水道使用料に係る減免事務処理要綱におきまして、第1条といたしまして、この要綱は小樽市水道事業給水条例(昭和45年小樽市条例第36号)第40条及び小樽市下水道条例(昭和45年小樽市条例第17号)第22条の規定による水道料金及び下水道使用料の福祉政策減免に係る事務処理について定めるものとするということで、福祉政策にかかわるといって、限定的に規定しているところでございます。

斉藤(陽)委員

簡単に、給水条例第40条の条文だけを示していただきたいと言ったのですが、下水道条例第22条の条文をお示してください。

(水道)営業課長

下水道条例第22条使用料の減免といたしまして、「管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる」と規定されてございます。

斉藤(陽)委員

この条例の規定によりますと、公益上の理由とその他特別な理由がある場合というふうに、二つに分けて規定をされていると考えるのか、あるいは公益上その他特別な理由というのが一つのものなのか。まず、このどちらか、お示してください。

(水道)営業課長

公益上の理由とその他の理由は、別の趣旨というふうに理解しております。

斉藤(陽)委員

それでは、公益上の理由とその他特別な理由で、具体的にどのようなことが想定されているかということ、それぞれお答えください。

(水道)営業課長

公益上の理由といたしましては、本会議でもお答えいたしましたように、風水害等の天災地変などの場合を想定してございます。その他の理由といたしましては、減免要綱にございます第2条の関係でございますが、別表でお示しいたしております老人世帯、母子世帯、障害者世帯、生活保護世帯などを限定的に考えているところでございます。

斉藤(陽)委員

今、もう半分答えられてしまったのですが、小樽市水道料金及び下水道使用料に係る減免事務処理要綱というのは、この条例の条文の「その他特別な理由」という部分を根拠にして、この事務処理要綱というのが定められていると考えてよろしいわけですか。

(水道)営業課長

ご指摘のとおりでございますが、あくまでも福祉政策というところを目的に定めたものでございます。

斉藤(陽)委員

福祉政策という意味で定められたと。条例をそのまま読みますと、その他特別な理由がある場合ということで、企業管理者に相当幅広い裁量を与えられていると読めるわけです。その具体的な一つ一つの場合として、今、事務処理要綱で規定をしている四つの世帯に限定して減免をするのだという趣旨だということなのですが、条例そのものの考え方としては、そういう具体的な場合に限定するか、あるいはもっと幅広く解釈をして、企業管理者の裁量によって広く減免をするか。これは企業管理者の裁量というか、判断に任せられていると考えてよろしいのでしょうか。

(水道)営業課長

その裁量権につきましてですが、ご承知のとおり、水道の給水事業というのは、負担については公平の原則というのがございます。あくまでも減免というのは例外的な規定でございまして、この部分につきましては、特段の自由裁量が一様に認められているわけではなくて、ここに挙げられております四つの項目については、あくまでも制限的なものであるというふうに理解してございます。

斉藤(陽)委員

制限的であっても、企業管理者の裁量というのが認められているということには変わらないのですが、次に事務処理要綱の第1条、さっき言われたような気もするのですが、もう一度お願いします。

(水道)営業課長

第1条、「この要綱は、小樽市水道事業給水条例(昭和45年小樽市条例第36号)第40条及び小樽市下水道条例(昭和45年小樽市条例第17号)第22条の規定による水道料金及び下水道使用料の福祉政策減免に係る事務処理について定めるものとする」ということであります。

斉藤(陽)委員

この小樽市水道料金及び下水道使用料に係る減免事務処理要綱は、水道料金及び下水道使用料の福祉政策の減免に係る事務処理について定めるといことなのですが、この制度の目的規定の福祉政策減免に係る事務処理という表現、いわゆる福祉政策だと言っているのはこの部分だけなのです。「福祉政策減免に係る事務処理について定めるものとする」これだけなのです。実際には、別表第1に具体的に世帯の規定があるわけなのですが、非常に漠然としているといいますが、福祉政策減免に係る、その何文字か、それしかないわけです。制度の趣旨としてはわかりづらいと思うのですが、改めて制度の目的をお示しいただきたいと思います。

水道局長

三つほどあると思うのです。一つは、先ほど営業課長から申し上げましたように、公益上必要な給水制限、こういう状況、例えば老朽管の入替えとか、そういった場合。それからもう一つは、非常災害で水道なり下水道管が損壊したといった場合の減免。それからもう一つは、今、ご指摘いただいております福祉政策的な面でありますけれども、これは基本的には水道法や下水道法では想定してございません。あくまでも市長の判断で、社会政策的な判断ということをごさいます、根拠的には、今、委員ご指摘のとおり、水道法と下水道法の減免規定を受けて要綱を定めておきまして、これは基本的に水道局と福祉部が連携をとりながらやっております、必ずしも減免ありきではなくて、減免の中に政策的減免という、これをきちんと位置づけしたということをごさいます。

斉藤(陽)委員

具体論に入っていきたいのですが、代表質問に対して、遺族年金を受給している母子世帯の減免について、現制度では、事務処理要綱の別表第1の中に要件として、児童扶養手当を受給していることとあるので、母子世帯で世帯の収入が低いということのみで減免するのは困難だという答弁がありました。しかしながら、低所得者に対する減免制度という趣旨を考えますと、現行の減免基準については、所得水準の見直しを含め、検討してまいりたいというふうに答弁がありました。低所得者に対する減免制度という趣旨というふうに述べられていますが、事務処理要綱では福祉政策減免に係る事務処理について定めると。事務処理要綱に低所得者に対する減免制度という規定はないのですけれども、低所得者に対する減免制度という趣旨と答弁いただいているのは、どういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

(福祉)社会福祉課長

委員がおっしゃいますように、要綱には福祉減免ということがございますけれども、福祉減免をやるということについては、一口で言いますと、低所得者の方々への救済といいますが、減免ということ。実務的には、さっき言いました老人世帯なり母子世帯なり、いわゆる弱者といいますが、そういう方々を対象にするということになると。そういうことを要綱には特別定めていないということでは、そのとおりでございます。

斉藤(陽)委員

どうもこの事務処理要綱の規定が及び腰というか、きちんとした規定ではないのではないかという思いが非常にします。この事務処理要綱を読みますと、福祉減免に係るという言葉が何文字あるだけで、本当に簡単なものなのです。現在のこういう社会状況を考えると、非常に重要な制度だと思うのです。それが、この事務処理要綱という中で、ちょっと軽んじられているのではないかという思いすらします。

具体的に伺いますが、低所得という部分について、昨年从高齢者世帯と、それから障害がある方の世帯については、所得要件というものがかなり明示されるようになりました。しかし、生活保護世帯と母子世帯については、その所得要件が明示されていないのです。従来から、そういう所得要件というのが入っていなかったということもありますが、所得あるいは収入の要件がはっきりしないという部分についてはどうでしょうか。

(福祉)社会福祉課長

確かに所得制限を去年の10月から新たに明示しましたが、ご指摘がありましたように、生活保護世帯と母子世帯については従前と同じでございます。生活保護世帯については、所得制限といいますが、保護世帯ですので、そのままということではよろしいかと思っておりますが、母子世帯につきましては、児童扶養手当を受けている世帯というふうに限定をしています。ただ、今、お話がありましたように、実収入という部分で、低所得者を減免しなさいということをごさいますけれども、具体的には、児童扶養手当の一部支給を受ける収入というのが、例えば子どもが1人の場合は収入が365万円以内とかというのがございますけれども、そういった一つの基準があります。水道減免については、実態の収入を把握するのではなくて、児童扶養手当の受給という、その時点で所得制限がかけられておりますので、その所得制限を用いて減免世帯としようということをごさいます。一部母子家庭を比べますと、収入が低いところと高いところ、それぞれございますけれども、極端に言うと、収入の低いところが減免にならな

いというケースも実態としてはあるという認識はしております。

斉藤(陽)委員

母子世帯については、その要件として児童扶養手当受給ということをつけたので、それが所得制限の代用をしているのだと。代用しているから、まずそれでーくくりという考え方のようなのですけれども、確かに、母子世帯の中にも児童扶養手当を受給していない母子世帯というのがあります。今回、代表質問でお聞きした遺族年金を受給する母子世帯、これはいわゆる事故や病気で父親が亡くなったという場合でして、こういった場合は遺族年金を受給するということになります。この場合については、減免を申し込んでも、全く入口ではじかれてしまう。私が実際お伺いした世帯については、市役所に4回通ったそうです。実際4回通ったけれども、あなたはだめですということで断られたと。同じ母子家庭なのに、隣近所の方はすんなり減免になった。自分は3回も4回も市役所に通って頼んでも、特別そんなに裕福な暮らしをしているわけでもないのに、減免が受けられないと。これは非常に不合理だという、そういう声が実際ございます。

その中で、母子世帯についても所得の水準を明示する形で、一刻も早く減免基準を明確にする必要があるのではないか、明確にすべきではないかと提言させていただいたのです。その点についての答弁では明示することも検討しなければならないというような趣旨だったのですけれども、いつごろまでに結論を出される考えでしょうか。

福祉部長

この減免制度、一つは福祉政策という世帯類型の面がございます。それから委員おっしゃるような所得の部分、こういう二面性があるのかなと思っています。いずれにいたしましても、この検討でございますけれども、昨年10月に見直して、その中でまた、今、委員がおっしゃるような問題、あるいは既にいろいろな経緯もございますので、今後の中で、できるだけ早く検討していきたいと考えております。

斉藤(陽)委員

時期のことは今は言えないということかもしれませんが、それでは遺族年金を受給していて、児童扶養手当一部支給の所得限度額以下の世帯というのは、どのような方法でチェックされるのか。推計でもけっこうなのですけれども、このような世帯が小樽市内で何世帯ぐらいあるのか、この点についてはいかがでしょうか。

福祉部次長

遺族年金については非課税所得ですので、市の方では調査と申しますが、数字として取りまとめすることはなかなか困難で、数字的には押さえてはおりません。

斉藤(陽)委員

非課税所得ということで、遺族年金の支払いというのはどちらから支払われるのですか。

(市民)保険年金課長

遺族年金の支払先でありますけれども、私どもは国民年金を所管しておりますので、国民年金の中の遺族基礎年金の支給を所管しています。そのほかに、社会保険事務所の方では遺族厚生年金、それから例えば公務員でありましたらそれぞれの共済組合、それから船員保険の組合、それぞれが遺族年金の事務を所管し、そちらの方から支給されることになっております。

斉藤(陽)委員

すると、一般的に、遺族年金の受給世帯を把握するという事は、市の部分でいえば国民年金の遺族基礎年金の部分、それから遺族厚生年金については社会保険事務所、それからいろんな共済組合等もあるということですので、それらを個別に何世帯あるかという調査はできるのでしょうか。

(市民)保険年金課長

私どもの方で、先ほどの国民年金は小樽市から支給という言い方で言ってしまったかもしれませんが、実際には社会保険事務所、社会保険庁から、すべて厚生年金も国民年金も支給されております。社会保険事務所から

私どもの方に通知が来ておりますのは、遺族厚生年金の受給者と、それから遺族基礎年金の受給者の二つです。そのほか共済年金等につきましては、単純にいきますと、私どもの方では数字が把握できるしくみになってはございません。私どもの方に情報が入るしくみにはなっていないということです。

斉藤(陽)委員

減免すること自体は申請があった場合に減免するのですけれども、今、なぜ、どのぐらいの世帯があるかということの問題にしたかといいますと、逆にこれに該当するような世帯がどのくらいあるか情報を把握するということが、所得基準で減免ができるという制度をつくったとしますと、それに対する市の財政負担が発生するのですけれども、それがどの程度のものになるのかということを見通した方がいいのではないかと考えて、一応そういうことを言ったのです。必ずしも申請がある前に、把握をしていないから制度をつくれぬというものではないと思うのですけれども、一応制度をつくるからには、どのぐらいの世帯が対象になるのかという見通しというのは最低限必要かなと。そのためには、自動的に報告や何かの連絡が市に来るというのではなくて、市が何らかの方法によってそれを調査するというか、調べて見当をつけるということぐらいはできるのではないかと気はするのですけれども、いかがでしょうか。

(市民)保険年金課長

先ほど単純にはという言い方をしましたけれども、能動的に働きかけるという意味で、把握できるのではないかとご質問だと思いますが、それにつきましては可能かとは思いますが。ただ、それぞれの共済の方に直接打診をして教えていただければということになるかと思えます。

それから、先ほどから母子世帯の数と遺族年金の数についてお話が出ておりますけれども、遺族年金はあくまでも配偶者の死亡を原因として支給されておりますので、そのほかに、離別によって母子世帯になっている世帯も当然あるかと思えますので、必ずしも遺族年金を把握して母子世帯が全部掌握できるかどうかは、別の問題かなと思えます。

斉藤(陽)委員

要望いたしますけれども、遺族年金の部分については、能動的にそういうやり方で、一度まず現状を把握する努力をしていただきたいと思えます。後日でけっこうですけれども、その報告をいただきたい。

それから、後段の方ですけれども、逆に母子世帯であって児童扶養手当を受給していない、かつ、遺族年金も受給していないという世帯というのも、全くありえないとは言えないわけですよね。そういう場合が具体的にどういう場合かというのはちょっとわからないですけれども、ありえなくはない。そういう場合を考えたときに、ではそういうところはどののだということになった場合に、いわゆる所得基準にして設定しておけば、そういう世帯も含めて申請があれば、判断の対象にはなるだろうというふうに考えるのですけれども、この点はいかがでしょう。

(福祉)児童家庭課長

児童扶養手当自体は遺族年金の受給者が対象ではありません。ですから、死亡ではなくて離婚ですとか、そういう場合が対象になります。当然、そういう状況になると、私どもには申請が来ます。所得制限がございますから、当然受けられない方が出てきます。その数字で言いますと、平成15年の8月集計で、遺族年金等ももらっていないけれども児童扶養手当の受給にならない、要するに所得が高いという世帯が152世帯ございます。

斉藤(陽)委員

ですから、所得の高い世帯はいいわけです。所得が高くない世帯であって、児童扶養手当が受給できないということはないですか。

(福祉)児童家庭課長

あくまで申請ですので、申請されていなければわかりようがないわけですけれども、先ほどの数字では、逆に受給されている世帯が1,598世帯、申請があったけれども所得制限でだめになった世帯が152世帯ということでありま

して、一切申請をしていないというところまでは、把握のしようがないというふうに思っております。

斉藤(陽)委員

そこまで考えるかというのはありますけれども、場合によっては申請を忘れていたとか、いろいろな事情で申請すらできなかったということで受給していないという、そういう世帯がないとも限らないですね。そういった場合に、児童扶養手当受給というような要件ではなくて、所得制限ですよ、所得水準ですよ、この所得以下の母子世帯については対象になりますよという、そういう決め方をすれば、逆にその所得をチェックする個別の手続きといいますか、市役所としての手間暇はかかったとしても、そういう申請があった場合に、公平に対処が可能だと考えることができるのではないかと。そういうことで、いわゆる所得制限の代用として児童扶養手当受給という要件を設けるのではなくて、正面からきちんと所得制限、所得水準を設定して、それで公平に処理をするという本来の方式をとった方がいいのではないかとこの部分で申し上げているのですけれども、いかがでしょうか。

(福祉)社会福祉課長

委員の言われている内容については、よく理解できます。市長からも答弁しておりますように、所得制限の基準といいますが、減免の基準といいますが、そういうものを、今、ご指摘のあった部分も含めて見直したいというふうに答弁しておりますので、今言われたことについて対応したいと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

斎藤(博)委員

消防の適正配置について

代表質問に関連して、まず一点聞きたいと思えます。消防の適正配置にかかわる問題で、今回いろいろ議論させていただいているわけなのですけれども、花園に置かれている消防車の位置づけに関してであります。

まず最初に、小樽市内の各消防署の車両の配置状況についてお聞かせください。

(消防)警防課長

消防車両の配置でございますが、総数39台ございます。その中で放水可能な車でありまして、消防署警備係におきましては3台、銭函支署2台、花園出張所3台、朝里出張所2台、手宮出張所3台、長橋出張所2台、高島出張所2台、塩谷出張所2台、蘭島出張所1台、計20台でございます。

斎藤(博)委員

この中で隔日勤務をしていると思うのですけれども、いわゆる当番によって動かせる車は何台ありますか。逆に言うと、人が張りついていない車は何台ですか。

(消防)警防課長

通常、平日の日中については、放水できる車の出動は13台であります。夜間・休日等にあつては12台でございます。

斎藤(博)委員

残りの車の位置づけというのは、今、言っている車と最初に教えてくれた車の台数との差がありますね。その部分の車の位置づけと、具体的な使い方についてお聞かせください。

(消防)警防課長

残りの車両につきましては、火災の規模等によりまして、2次出動、3次出動で非番員を招集しまして編成する車、又は3次出動、4次出動により編成される車とございます。2次出動で1台、3次出動で3台、4次出動で3台の予備車編成をするものであります。

斎藤(博)委員

ちょっと違う聞き方をしたいのですけれども、今の花園出張所、かつて最上にも消防署があった部分を、統廃合をしながら今に至っているということだと思えるのですけれども、それぞれの署が持っている、当然、担当区域みたいなものがあるだろうというふうに思うのですが、それぞれの署が所管している担当区域の戸数なりを押さえているなら教えてもらいたいと思います。あわせてそれをそれぞれの署で持っている職員で割り返したときに、どのぐらいの割合で所管しているのかを聞かせてください。

(消防) 予防課長

各所轄で管轄する世帯数及び職員数と思いますが、次のようになってございます。なお、世帯数については、平成14年12月末現在の数、それから職員の配置数については、本年の9月1日現在の数でお知らせいたします。警備、これは9,521世帯、職員配置が24名となっています。銭函支署、6,215世帯、34名の配置です。花園出張所、1万4,557世帯、24名の配置です。朝里出張所、1万1,942世帯、14名の配置です。手宮出張所、8,146世帯、34名の配置です。長橋出張所、7,280世帯、14名の配置です。高島出張所、4,982世帯、13名の配置です。塩谷出張所、4,157世帯、14名の配置です。蘭島出張所、707世帯、14名の配置です。

斎藤(博)委員

今の世帯数を職員で割り返した数について教えてください。

(消防) 予防課長

職員1人当たりの世帯数は、警備が396世帯、銭函支署は182世帯、花園出張所606世帯、朝里出張所853世帯、手宮出張所239世帯、長橋出張所520世帯、高島出張所383世帯、塩谷出張所296世帯、蘭島出張所50世帯となっております。

斎藤(博)委員

朝里出張所が非常に多いというのに驚いているわけですし、これはちょっとこの趣旨と違うので。花園は、従来、最上が持っていた部分を全部引き継いだと、そしてまちの中であって中心市街地を抱えているというふうに聞いているわけなのですけれども、最上出張所を統廃合する際に、花園で受けた世帯数の問題とか、消防車の数だとか、人の問題についてどのような議論があったのか、お聞かせいただきたいと思います。

消防本部次長

最上出張所の廃止に当たりましては、至近距離にあります花園出張所と勝納の警備係でカバーすると、こういった内容の説明をさせていただいたところでございます。

斎藤(博)委員

ということは、花園について、もう少し詳しくお聞きしたいというふうに思います。花園には3台の車があるというふうに、先ほどお聞かせいただいたわけですが、種類と役割的な部分について、お聞かせいただきたいと思います。

(消防) 総務課長

ただいまのご質問でございますが、花園出張所には消防車両3台ございます。タンク車、ポンプ車、ポンプ車の3台でございます。この運用方法についてでございますが、1台は花園出張所で、2台目は、本部員編成及び花園管内居住者で運用してございます。3台目につきましては、3次出動での予備車編成でございまして、火災の規模等によって運用を分けているところでございます。

斎藤(博)委員

今、説明いただいた中で、いわゆる平日については、本部員編成で出動させる、そして夜間なり休日については、花園管内居住者を招集して対応している車について、お尋ねしたいというふうに思います。この車を置いている目的についてお聞かせください。

消防本部次長

小樽市内にはポンプ車20台、これは化学車も含めてでございます。化学車につきましてはポンプ性能もあるということで、ダブルカウントできるということで、ポンプ車が20台ということでございます。そのうち、先ほども説明がありましたが、予備車につきましては、日中については7台、夜間・休日については8台、こういうことでございます。

予備車の役割ということでございますが、2次、3次、4次と、火災の規模によりまして非番員を招集して消防隊を増強するしくみ、また、多発火災があった場合にも、非番員を招集いたしまして予備車を配備する、こういった態勢になってございます。

斎藤(博)委員

従来からある予備車の編成に基づく、花園の本来の予備車は2台で、いわゆる本部編成で対応している部分については、従来の予備車とは性格が違うというふうに理解しているわけなのですが、ここの違いというのはいったい何なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

消防本部次長

平日勤務中におきましては、従来の花園の出動区分に従って本部員が編成で出動すると。これは1次出動から、出動指令がかかったら、漸次出動すると、こういった態勢でございます。夜間につきましては、花園管内居住者、これは2次で招集をかけるわけでございますが、いわゆる繰上げ出動態勢。1次では長橋、引き続き、2次があった場合は塩谷と、こういう態勢をとっております。

斎藤(博)委員

今、お話しいただいているような役割をもって、この花園のポンプ車を配置したというふうにおっしゃっているわけなのですが、本部員が乗車する、いわゆる日中の部分については、これも一種の兼務だと思って問題あるのではないかなというふうには思うわけですが、ポンプ車自体の出動という意味では、大して場所的には変わらないところにあるわけですから、予想の範囲でたぶん出動していると思うわけなのです。休日・夜間にこの消防車を動かすためにとっている体勢を、今回、適正配置の中で初めてつくられているわけなのです。消防の花園ポンプ車というふうに、一般的に言わせてもらっているわけですが、こういうものを、日中ではなくて、夜間に使おうというように決定をしたときに、この車を動かすのに、夜に職員が集まるのにどのくらい時間がかかるというふうに、当初設定を考えましたか。

(消防)総務課長

おおむねでございますが、当初、30分前後だろうという予想の下で考えてございました。

斎藤(博)委員

当初から、30分ぐらいかかって人が集まるような車を配置して、それが従来の予備車とは違うのだというふうに言っているわけなのですが、実際は、先ほど代表質問でも聞きましたし、今日の説明でもあるわけですが、はるかに早い段階で、ほかの消防出張所から車が来るような態勢をとっている中で、なぜ、あえてそういう態勢にするのかということをお聞かせください。

消防本部次長

花園ポンプ車の編成につきましては、特命出動あるいはまた3次、4次出動に発展する場合もございますので、大火災に発展していった場合の備え、また、あるいは別なところで火災が発生した場合の備えということであります。特命出動でございますけれども、特命出動は、今、発生している火災におきまして、消防隊の増強が部分的に必要なという場合、あるいはまた、消防隊の交代、長時間に及ぶ火災の場合は現場交代もありうると。あるいはまた、鎮火後の残火整理。いわゆる現状の最高指揮者が、現場の目的によりまして特命出動をかける場合があるわけでございます。

斎藤(博)委員

聞き方が悪いからそういうふうに答えてしまうのでしょうかけれども、今までもそういう車があったのです。これは、1台増えたのですという議論をしているわけではないのです。今回、消防の適正配置をする中で、こういう性格の車が配置されているわけですから、特命というようにおっしゃっている部分だけでは、それならこの6月からそういった部分の消防の基準なりが変わって小樽のまちに必要なとかというのではないと思うわけなのです。もし、今、おっしゃるような特命を含め、3次、4次の態勢で動かす車が必要であるからという説明であれば、従来から必要だっただろうし、従来からもあったと思うのです。なぜ、それを今回の適正配置という名の下に配置することになったのかということをお聞かせください。

消防本部次長

消防の初動態勢といたしましては、小樽市内全域でございますけれども、4台4口放水ということでございます。また、市内全域、これもそうでありますけれども、1次から4次出動のポンプ車20台態勢、こういった消防体制の面からも必要であると、こういうふうに判断したわけでございます。

斎藤(博)委員

ですから、そういう性格の車でありながら、前の代表質問の答弁では、その車に乗る職員が管内から集まってくるのに、実際は約35分かかっているわけです。それであれば、要するに自分まで出なくてもよかつたろうという言い方は失礼なのでしょうけれども、なぜ、あえて行くのかという部分については極めてあいまいでないかなと思うのです。どうしてなのでしょう。どうして今回の適正配置の中でこういった車を置くことになったのかということについて、もう一度お聞かせいただきます。

消防本部次長

適正配置計画の中で、これは10年スパンの中で段階的に実施していくと、こういうことでございます。その中で、幾つかの施策がございます。一つには、本部員あるいは非番員の活用ということもうたっております。そういったことから、本部員、非番員の活用を図ったということでございます。

斎藤(博)委員

先ほど来、その車の休日とか夜間の消防職員の招集の仕方についてのところで、あえてこのことは触れていないのですが、非番員を活用するという発想自体もどうなのかというふうには思うわけなのですけれども、現在、その車を動かすために、平日の日中は本部職員で動かしているという意味はわかりやすいわけなのですけれども、土曜・日曜とか、祝日とか夜間で、本部職員がいないときに、この車を動かすためにどういう態勢をとっていらっしゃるか、説明してください。

消防本部次長

花園管内居住者、これは両番で30名おりまして、片番15名おります。1グループ5名の片番3グループを指名してございます。非番、2日に一遍になります。非番3日に一度のローテーションでもって指名しているということでございまして、これについては、いわゆる都合が悪いときには交代も可能だということで、日にちに数えますと6日に一度回ってくると、こういったローテーションで実施しているところでございます。

斎藤(博)委員

形としてはそういう形で作っているのでしょうかけれども、先ほど来聞いているように、特命があるというのはよしとしても、もともと30分ぐらいかかるだろうと思っていたと言われていたわけなのですけれども、実際にやってみたら、集まって車に職員が張りつくまでに35分かかる。特命なり、3次、4次が必要になったときに動かさなければならぬから、こういう態勢をとっているとおっしゃっているわけなのですけれども、態勢自体は毎日とっているわけです。今、おっしゃっているように、非番の職員がローテーションを組まれて、それをいつ来るかわからない出動に対して、非番の日に、一種のポケベルではないと思うのですけれども、待機のような状態を強いて、そこまでしてこの非番職員を動かす、もしくは車があるのだと言わなければならない理由について、もう一度説明

していただきたいと思います。

消防本部次長

確かに今までになかった態勢でございますので、負担感は感じているものというふうには考えてございます。ただ、態勢といたしましては、だれしもが連絡のつくように、そしてまた、いざという場合は、特別な場合を除いて出動できるようにしておく、これは消防職員ひとしくそういった心得であるのだと、こういうことでございます。

なぜ態勢として必要かということでございますが、確かに、30分前後かかるということは想定してございました。これは、20台のポンプ車の中でわかりやすく申し上げますと、出動順番を変えたということでありまして、したがって、2次出動がかかった時点で、順次、指令装置で招集職員に連絡が行くわけでございます。それから、出向いてきて態勢を組むと、こういうことで時間はかかりますけれども、いわゆる2次出動後の態勢といえますか、備えといたしまして、現在の花園ポンプ車の態勢をとったわけでございます。

斎藤(博)委員

代表質問でもお尋ねしまして、この態勢というのは、口が悪いものですから、誤解されると困るのですけれども、見た目からいうと、トリックみたいなものだと思っただけです。消防自動車が出動いたしますと言っていますけれども、実際問題、それが動くのに30分かかりますという話ですし、前から言っているように、ほかの消防署から消防自動車を回してくる段階で、小樽の署の態勢の中では、小樽の市民の安全を守るという形はとれているのではないと思うわけで、あえてなぜこういうことをやるのかというふうに繰り返し聞いているわけなのです。それもあり余っている人がいるわけではありませんから、非番職員に拘束をかけるような形でもって、その態勢を維持するというのは、目的とやっていることがすごくかい離していると思うのです。例えば、ものすごく頻繁に、今おっしゃるような状態が発生しているのだと。非番の職員を招集しなければならないような火災が多発しているのだとか、一度燃え出したら消せないようなまちなのだとかというようなことではないと思うのです。そうであれば、従来からそういう態勢というのはとっていたと思うのです。それをなぜ今回は、10名からの職員を削減する内容を含んでいる消防適正配置の中で生み出してきたのかという部分で、なかなか理解できない部分があって、今日、もう一回質問しているわけなのです。

最後にお尋ねしたいと思いますけれども、代表質問のときに、消防長の方からの最後の答弁の中で、招集の時期、この車の運用の仕方などについて検討していきたいと、そういった答弁をいただいているわけなので、これは、今、私が言っているような体制的な問題、それから消防自動車としての有効性の問題を含めて、消防の方としても、一定の理解に立って運用をしていただいているだろうと思うのですが、この招集の時期など運用について検討したいという部分について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

消防本部次長

6月10日から新体制がスタートいたしまして、最善の方法であるということで実施しておるわけでございますけれども、その中で、招集の時期あるいは招集の方法、これにつきまして、まだよりよい方法があるのかどうか検討しているところでございます。中身についてはまだ煮詰まっておりますので、今、申し上げるわけにはいきませんが、検討中でございます。

斎藤(博)委員

中身は別として、どちらかという、いわゆるこの消防自動車を生かすために出されている庁達第9号を見直す方向で検討しているというふうに理解してよろしいですか。

消防本部次長

招集の時期、これは幾つか方法がございます。今、出動区分といたしましては、1次から4次まであるわけでございます。そういった招集の時期あるいはまた招集方法。これは予備車、先ほど言いましたように、7台から8台、夜になりますと8台ということでございますので、一つには、例えば発生時ごとに招集する方法だとか、そういっ

た検討事項が幾つかございますので、そういった中でいろいろ検討しまして、さらによりよい方法があるのかどうか検討しているということでございます。

斎藤(博)委員

消防の問題は、今、検討されているということですから、これでやめますけれども、検討している間も、この態勢というのは続いているわけなのです。毎日5名の職員が、どういう形をとっているかは別として、この消防自動車の出動に伴う招集を想定するなり、非常に意識しながら、非番でありながら生活しているということもありますので、この検討の時期的なめどについて、最後にお聞きしたいと思います。

消防長

時期についてのお尋ねでございますけれども、6月10日から3か月と少し、現在まで経過しておりまして、今、次長から申し上げましたように、その運用方法については、現在も検討中でございます。したがって、具体的な時期についていつかということですが、今、その時期については無理だというふうに思っておりまして、少し時間をいただきたいと思っております。

斎藤(博)委員

消防の方にお願ひというか、変えていただきたいと思うのですけれども、この消防の態勢をつくったときの所期の目的に対して、現実というのは、果たして予定どおり動いているのかという部分については、非常に疑問だと私は思っているわけなのです。そういった中で、確かに実施してまだ3か月だという部分もありますけれども、実際問題として、多くの職員がこの態勢に組み込まれているということも事実でありまして、大変な思いをしている部分もありますので、見直しを前提に検討するというふうにおっしゃっているわけですから、できるだけ早い時期での結論をお願いしておきたいと思っております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。共産党。

菊地委員

住基ネットについて

初めに、補正予算ともかかわって、住基ネットについて幾つかお尋ねします。

我が党は、個人情報が出たおそれがある住基ネットの構想自体が国民の合意のないものであるという見地から、第2次稼働を中止し、この住基ネット構想を白紙に戻すことを、従来から主張してきています。その立場を改めてはっきりさせながら、幾つか質問します。

8月25日の2次稼働以降、実際にカードをつくった市民は何人いらっしゃいますか。また、市内から住民票の写しを請求した方はどのくらいいらっしゃいますか、お答えください。

(市民)戸籍住民課長

8月25日、2次稼働以来、カードの発行枚数は、9月19日現在で155枚、それから住民票の広域交付ということでありますけれども、他都市の住民が小樽市で請求した件数が14件、小樽市の市民が他都市でもって交付を請求した件数が18件というふうになってございます。

菊地委員

今、示された数字から、住民サービスがどのように進んだかという点について、どのような評価をお持ちでしょうか。

(市民)戸籍住民課長

カードの発行枚数及び広域交付ということで見てもいいと思いますと、例えばカードの発行枚数でまいりますと、国の目安では、今年度末までの間に、国民の約2.5パーセントで300万枚の発行、それから今後の予定ということでき

ますと、1.7パーセントの10万枚の発行ということで考えているようでございます。

小樽市については、私ども、当初、300枚ほどということで予想してございましたけれども、カードが155枚、今時点で1か月足らずの間に出ているということは、それなりに出足が速いのかなと。それから、道内の他都市の状況を幾つか聞いてみたところによっても、小樽市は、他都市の人口比でいうと、少し高い部類に入るのかなということで、それなりに出足はあるのかなというように感じておりますけれども、ただ、爆発的な普及ということにはまだなっていないのだろうと思っております。

今後、サービスの多様化が可能となってくれば、この辺もまた、普及も出てくるでしょう。それから、広域交付に関しましても、まだそれほどたくさんの件数が出ていないところを見ますと、まだまだこれも少しこれからなのかなという気はしております。

菊地委員

次に、安全性の問題についてお聞きしたいと思います。

住基ネットが庁内通信網によってインターネットで結ばれて、外部侵入のおそれがあるという心配については払しょくされていないと思いますが、総務庁の調査でも、約800の市町村で情報漏えいの心配があるとなっておりますが、その800の市町村に小樽市も入っていると考えてよろしいでしょうか。

(市民)田中主幹

800の市町村に入っております。

菊地委員

個人情報漏えいのおそれがあるということで、幾つかの自治体がこの住基ネットから離脱していますし、例えば長野県は、漏えいの心配があるということから、県内22の自治体に、このインターネットからの離脱を求め、新たなシステムづくりを検討中と聞いています。今日の新聞にも、その第一歩として、住基ネットの安全性を検証するために侵入実験を長野県が行っていると報道されていますけれども、この長野県のような取組について、小樽市としてどのように見るのか、また、小樽市として、この個人情報漏えい対策の新システムの検討の用意はあるのかということについて、お聞きします。

(市民)田中主幹

小樽市の庁内LANの回線なのですが、インターネットと物理的に接続されておりますが、これまでもファイアウォールの設定をはじめ、適正なセキュリティ対策の実施により、実質的には切り離しております。庁内LANと接続している住基ネットのセキュリティなのですが、全国的にも稼働から1年経過しておりますが、これまでもじゅうぶんに確保されていると考えております。

それから、お話のありました長野県なのですけれども、実験の結果が注目されているところでございます。これからはセキュリティを点検しながら、セキュリティの確保に努めてまいりたいと考えております。

菊地委員

今までも何度かお聞きしているのですが、仮に何らかの形で個人情報が漏えいする事件が生じたとしたら、小樽市は住基ネットから離脱する用意はあるのでしょうか。

市民部長

仮のお話でございますけれども、そういった個人情報が漏れた場合ということになりますけれども、これまでもお答えさせていただいておりますけれども、今、主幹からも話が出ました専用回線ですとか、あるいはファイアウォールとか、そういう技術的な面での整備がされていること、そして住基ネットに関する業務についても、住民基本台帳法などに個々具体的に業務が掲載してございます。小樽市におきましても、現在、要綱を設置しましてセキュリティ対策、それから新しい業務になりまして、職員の教育・研修ということになるうかと思っておりますが、市民部の次長を座長としまして、実際に実務に当たる職員の住基ネット業務の推進検討会議で、常にそういったいろいろ

な研究・検討を加えてございますし、今後もそうしてまいりたいと思っております。

全国共通のシステムでございますし、新しいネットワークシステムでございますので、常にそういった整備的な見直しもこれからも加えてまいりまして、仮にお話のようなことがあった場合には、大切な市民の個人情報でございますので、その部分についての送信の停止だとか、あるいはまた、切断するようなことも視野に入れなければならないものと、このように考えております。

菊地委員

いろいろなセキュリティ対策とか、そういうことを今後も考えていくということですが、100パーセント安全ということではないというふうに考えています。今度の住基ネットは、国による国民の個人情報の一元的な管理がねらいとの指摘もあります。安全性の確証のない住基ネットからは離脱するように改めて求めて、補正予算については反対の立場をとるということを、この場で表明しておきます。

シックスクールについて

次に、シックスクールについてお尋ねします。

本会議でも古沢議員が質問したところですが、さきに行われました小樽市教委の8校の測定については、学校環境衛生基準どおりには行われませんでした。改めて、基準に基づいた測定をした1回目の結果についても道教委に報告するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(学教)学務課長

シックスクールの検査についてのお尋ねでありますけれども、昨年と今年のシックスクールの検査につきましては、学校環境衛生の基準に基づき行いまして、私ども教育委員会としては、当初から午前と午後2回をワンセットという形でとらえておりまして、そういった検査をしてございます。午前中の検査において、ワックスだとか、そういった関係で基準値を超えたという場合も相当数ございました。それで、初めから午前と午後2回というふうにしておりまして、午後の検査においては、30分から1時間程度の換気をして検査をしたと。その結果、基準値が下がったということでございますので、学校薬剤師会が総合的判断をして、これについては異常がないということではないのでしょうか。数値が下がったので、換気を励行すれば問題がないといえますか、そういった報告がございましたので、そのように道の方に報告をしたところでございます。

菊地委員

学校環境衛生の基準どおりに行われているというお話でしたけれども、それは私たちの認識とは違うと思うのですが、古沢議員の代表質問で、換気をして、拡散して数値がなくなるような状況にした後にはかり直したのですねという問いについて、学校教育部長は、はいというふうに答えているのです。午前と午後、あらかじめやることは想定していたといえますけれども、午前と午後、そうしたら同じような状況の下でやるというのが、学校環境基準の測定の仕方だというふうに認識しているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

(学教)学務課長

このシックスクールの問題につきましては、昨年2月に、学校環境衛生の基準に新しく規定されたものでありまして、その中で、この検査については通常の授業の状態で行いなさいという規定がございます。ただし、児童生徒のいない場合については、窓を閉めて行いなさいというふうになっております。それで、私どもの方法としては、1回目については窓を閉めた状態、これは夏休みに検査をしておりますので、窓を閉めた状態で行いました。2回目につきましては、通常の授業の状態ということになりますので、通常の授業の状態ということになりますと、当然、窓をあけなさいというのも学校環境衛生の基準でございます。それで、それは40人学級で、例えば180平方メートルですと、1時間に2.2回あけなさいという基準がございますので、そういったことも学校薬剤師会の方で頭に入れてあったと思います。そういうことで、今回の検査については窓をあけて行ったということでございます。

菊地委員

換気の仕方についての基準は、確かに40人クラスで1時間に2.2回あけなさいというふうにはなっていますが、それらは通常の換気をするということであって、測定をするときには、換気をした後で、はかりなさいというふうにはなっていないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(学教)学務課長

学校環境衛生の基準では、そこまでの細かな規定というのは、現在のところまだ出ておりません。それで、私どもも、これは年1回行いなさいというふうになっていまして、ただ、地域の実情等に基づいて、いろいろ実情のあるところとありますが、そういう形で行いなさいとなっていますので、そういった形でやったということです。

菊地委員

それでは、そのことをよしと認めただけではないのですけれども、ちょっと違うことで。その学校環境衛生の基準の第1章のところで、「教室等の空気」というところの4、検査方法の(2)について、お示しください。

(学教)学務課長

ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の検査なのですけれども、「検査は、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において、原則として次の方法によって行う」。

菊地委員

検査について、普通教室のほかに、音楽室、図工室、コンピュータ室、体育館などをあえて指定しているこの意図について、どのようにお考えでしょうか。

(学教)学務課長

普通教室は、当然、子どもたちが通常、こういうところで授業を受けているというところがございます。それから、コンピュータ室、これについては、パソコンからホルムアルデヒドが出ることがわかっておりますので、そういったことで検査をすると。それから、音楽室については、防音をしている教室ということで、密閉度が高いというようなことであるのかなというふうに思っていますし、図工室については、木工ボンドを使うとか、揮発性のニス、そういったものを塗るといった形で授業で使用されるので指定されていると思っています。

菊地委員

そういう意図はわかっていて、あえてその8校については、普通教室、体育館に限って検査をしているというのは、何か特別な理由があったのでしょうか。そこについてお聞かせください。

(学教)学務課長

特別な意図は何もございませんけれども、先ほどお話ししましたように、必要と認める教室において行うというふうにございまして、私どもの方としては、普通教室で、これは当然、子どもたちが通常授業で使いますので、この教室はやらなければならない。それから、体育館ということで、通常、非常に換気がしづらい場所ありますので、そういった場所を選んでやったということがございます。

菊地委員

今までの議論とこれからお聞きすることについて、20日付けの新聞に、札幌市で45校で基準値を超過するという結果が出たと報道されています。札幌市ではこの事態を重く見て、今年度中に、残る261校すべてで検査を実施するというふうにございまして、小樽市の8校については基準どおりに行われているという主張、それからあえてコンピュータ室とか、音楽室だとか、はかたら高い数値が出るのではないかなというところを、私は意図的に外したのではないかなというふうにございまして、札幌市と小樽市のシックハウスに対する認識には、雲泥の差があるというふうにも思っています。

改めてお聞きしますが、8校のうち、50パーセントの4校において基準を上回る結果が出たということをございまして、小樽市でも、残る学校についても計画の前倒しをしながら、早急に検査をする必要があると思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

(学教)学務課長

検査の前倒しということでありませけれども、本会議で教育長の方から答弁をしておりますけれども、今年については4校、昨年は5校やっております。これは学校薬剤師会に依頼してやっております、今年度につきましては薬剤師会の検査体制等もございまして、難しいかとは思っています。ただ、16年度以降につきましては、やはり今、菊地委員おっしゃったように、その検査の重要性というのは薬剤師会も認識してございまして、我々もそう思っております。そういった意味で、校数をぜひとも増やして、なるべく早くこの検査を完了したいというふうに考えております。

菊地委員

先ほど、学校環境衛生の基準の第1章について、コンピュータ室等のところは読んでいただいたのですが、同じく第2章の1、(3)についてどのように記載しているのか、お示してください。

(学教)学務課長

臨時検査ということでございますので、定期の検査については年1回ということ、それは地域の実情に応じてということになっておりますけれども、臨時検査につきましては、コンピュータなり、そういった備品が入ることになりますと、私どもとしては、先ども申し上げましたけれども、児童生徒の環境の安全を守るという立場から、それについては検査をしていきたいというふうに考えております。

菊地委員

今年、小学校にコンピュータが入るのですよね。それについては、この基準に基づいて検査をしながら実施されているのでしょうか。

(学教)施設課長

今年度は情報教育の整備事業ということで、小学校にパソコンを導入するわけですが、現在、まさに学校にパソコンを入れている状態で、まだ実際問題は稼働しておりません。それで、私どもは、パソコンからホルムアルデヒドなどが発生する恐れがあるということで、現在、まず学校の方に、コンピュータ室に子どもを入れないようにと、それから換気をよくするようにと、そのような通知を出しております。また、随時、新たに環境衛生検査の実施をしまして、これからの稼働時にじゅうぶん気をつけていきたいと、そのように考えております。

菊地委員

ぜひ、この点については徹底してやっていただきたいと思っております。先に8校で検査がされて、4校から基準を上回ったその理由について、ワックスの塗布、それからボンドの使用、トイレの消臭剤がその主な原因と考えられるという報告になっておりますが、その後、トイレの消臭剤の撤去とか、それからワックスの塗布について改善されていることがありましたら、お聞かせください。

(学教)学務課長

基準値を上回った原因の一つでございますけれども、トイレの消臭剤につきましては、これが明らかに原因とわかりましたので、これはすぐにその場で取り除きをしております。また、ワックス等につきましては、夏休み中に行いなさいという指示をしております、そういった中で、少しでも子どもに影響を与えないような形でやっております。

菊地委員

トイレの消臭剤については撤去されたということで、よかったなと思っておりますけれども、そういう部分も含めて、この学校環境の主な有害物質について把握しておられるかどうかについて、お尋ねします。

(学教)施設課長

学校で使用しているものは、多種多様にわたっておりまして、正直に言ってすべて把握しているわけではありません。先ほど言いましたトイレの消臭剤は撤去しておりますけれども、学校側に換気をじゅうぶん行うよう、いろ

いろいろな場面で注意をしているところです。いずれにしましても、有害物質の発生のない、もしくは発生の少ない材料を使用しているもの、そのようなものを使用するのが一番いいわけですから、いろいろなコストの面もありますけれども、いろいろな情報を入手しながら、今後、学校側に対して、施設の整備を含めて、いろいろな面について検討していきたいと考えています。

菊地委員

シックハウス症候群による健康被害のことについてお聞きしたいのですけれども、子どもたちに具体的にどんな症状が出るかということについては押さえているのでしょうか。

(学教)学務課長

シックハウス症候群といいますのは、通常、化学物質を放散する建材や、内装材の使用、それから住宅の高気密化に伴う化学物質の放散によって、住んでいる方が体調不良を起こすということでございまして、現在、これは細かなことについてはまだまだ未解明のところはかなり多いというふうには聞いてございます。

症状につきましては、頭痛だとか、それから全身けん怠感、不眠、便秘など、何か特徴のないような症状が考えられるということです。軽度なものにつきましては、軽い風邪の症状なのか、体がちょっと疲れているのかというわからないような症状があるということは聞いてございます。

菊地委員

そういう症状とあわせて、小樽市ではそういう事例の報告は今まであったのでしょうか。

(学教)学務課長

現在、学校の方から、そういった報告はございません。また、そういったことも聞いてございません。

菊地委員

実は、ここに、長野県の教育委員会事務局の保健厚生課が出しています「学校環境とシックスクール問題の対応について」というマニュアル集があるのですが、学校環境の主な有害物質ということでリストアップされているものに、教科書、ノート、コピー用紙、あるいはマジックインキとか、今まで学校の中では何の問題もなく使われてきたようなものも、そういうふうにはリストアップされているのです。幸いといいますが、調べてみますと、小樽では新築の学校が菁園中学校を除いてないということで、学校の建物それ自体でのシックハウスそのものの被害からは逃れているのかなとは思いますが、今、身の回りにあるこれらの物質なんかは、いや応なしに生活の中に入ってくるものですから、これから本当に対策が必要ではないかなと考えます。学校環境とシックスクールに対して対策が求められると思うのですが、小樽市としては、今後、どのように対応していこうとしているのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

(学教)学務課長

長野県の事例については承知していないわけですが、ただ、埼玉県の方では、そういったものがあるというのは聞いてございます。北海道としては、そういったものを作成したということは聞いてはございませんけれども、私どもとしては、先ほども言いましたように、学校環境衛生の基準に基づきまして、いろいろ検査だとか、そういった児童生徒の安全ということを見つめていきたいと思っていますし、そういったことも含めて、いろいろな自治体の情報を得て、それを各学校に通知して、学校環境の維持にも努めていきたいと考えております。

菊地委員

私は、道の対応を待たずして、自治体独自にマニュアルを作成しながら、ぜひ対応してほしいと思っているのですが、学校設置の責任者が市長だということで、最後に、安全な教育環境を子どもたちに提供する責任者としての市長の見解を求めたいと思います。

市長

今、シックスクールの問題で教育委員会とやりとりがありましたけれども、実は先週の土曜日に、三師会とい

まして、医師会と歯科医師会と薬剤師会の総会がございまして、私も案内をいただいて、総会に出席をしましてまいりました。その席で、学校薬剤師会の方から今のような話の説明がございまして、そのワックスがけの問題あるいは工作室のボンドの問題、それからトイレボールの問題、それぞれやはりこういう原因があって、午前中の数値が上がりましたと。特に、ほかの物質ではなくてホルムアルデヒド、これが基準値を一番超えていましたということで、けっきょく、換気をしたら、午後の検査で数値が基準値以下になりましたというような話がありまして、結論的に言いますと、当面は、換気をじゅうぶんにやっていけば、じゅうぶんこれは対応可能だというような薬剤師会の方のお話がありました。その話を聞いてきまして、今、いろいろやりとりがあった中で、学校側としてもじゅうぶん換気をしていただきたいと、そのことがやはり一番大きな課題ではないかと思えますし、当然、学校の環境維持というのは、子どもの健康の問題にもかかわるわけですから、これからもじゅうぶん教育委員会と連携をとりながら、私どもとしても教育委員会の方に対応するように指導していきたいと思えます。

菊地委員

子育て支援対策について

次に、少子化対策について、幾つかお尋ねしたいと思います。

エンゼルプランの計画期間の折り返し点を迎えて、この計画の到達点になるという評価については、庁内のどの部署でされるのでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

エンゼルプランの内容自体、幾つかの部にまたがっているものですが、内容的には子育て支援計画という内容ですので、点検作業等については福祉部が所管するものと思っております。

菊地委員

このプランの策定の目的については、「小樽の未来を開く子どもたちが健やかに育つことができる社会」、また、「子どもを持ちたいと思う人が安心して産み育てることができる社会の実現を目指す」とありますが、折り返し点を迎えて、目標に対する到達点についてどのように評価されているのか、お聞かせください。

(福祉) 児童家庭課長

第2回定例会の中でも少しお答えをしていたわけですが、今、2次プランの第3次の実施計画の策定に入っておりますので、一つは、その中でちょうど折り返し点を迎えておりますエンゼルプランの中間総括的なものというふうにも考えておりましたし、もう一つは、実は、さきの国会で成立いたしました「次世代育成支援対策推進法」との兼ね合いでも、この作業をしていかなければならないと考えております。

菊地委員

今、次世代支援対策の問題が出ましたけれども、その施策の目的について教えていただければと思います。

(福祉) 児童家庭課長

今も申し上げました、一般的には次世代支援対策法というふうに略して言っているわけなのですが、法律といたしましては、7月9日に可決され、16日に公布された法律であります。この法の趣旨といたしましては、第1条の目的というところに書かれているわけですが、急速な少子化社会の進行を踏まえ、次世代を担う子どもたちが健全に育成されるよう、その環境の整備を図ると。そのため、国による行動計画指針の策定並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定を進めるといったようなことが、この法律の趣旨と理解しております。

菊地委員

この次世代育成支援対策推進法については、これから各自治体ではどのような方向で具体化されていくのかということについて、お聞かせください。

(福祉) 児童家庭課長

法律の中で、これは都道府県、それから市町村も含めてなのですが、行動計画を策定しなさいということになっ

ております。それで、この法律の趣旨そのものがそうなのですが、15年度、16年度にかけてこの行動計画を策定し、17年度の4月1日スタートで、10年間、平成26年度までの時限立法というような位置づけになっておりますので、小樽市としても、この法律に基づいて作業を進めていかなければならないと考えております。

菊地委員

具体的にはどのようなメンバーでというか、どういう形で、子どもの生活にかかわる幼稚園だとか、保育所、小学校とか、学童保育所とかいろいろあると思うのですけれども、それらはどのように準備されていくのでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

一つは計画策定主体の関係なのですが、市町村行動計画については、当然、小樽市が策定をするということになると思います。先ほども申し上げましたとおり、相当多くの項目がありまして、ある意味では、全庁的な取組課題になるのではないのかなと考えておりますので、今後、庁内に策定会議等を立ち上げていかなければならないと思っております。

また、今、委員の方からもございましたとおり、この計画の策定に当たっては、当然、内容も含めまして、幼稚園あるいは学校、そういったところも含めての計画内容ということになりますので、そういった関係団体から意見をお聞きする、あるいは計画策定に参画をしていただくと、そういったような場面、機会をつくっていかなければならないと思っております。

菊地委員

エンゼルプランも、その中に組み込まれていくという形で見直されていくと考えていいのでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

小樽市のエンゼルプラン自体も、平成11年から20年までの10年間ということになりますが、今、申し上げました行動計画が17年度からのスタートということになりますので、当然、時期的にも重なりますので、エンゼルプランがなくなるということではないですけれども、内容的には重なっていくというような、エンゼルプランの内容も含めた計画策定になるのではないかと考えております。

菊地委員

そういう意味では、子育て支援についての総合的な政策が策定されると理解してよろしいのでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

法律の見方なのですけれども、私どもの理解としては、従前、国のエンゼルプランなりプラスワン政策なり、小樽市のエンゼルプランも含めまして、基本的には子育て支援対策という位置づけできたものと思っております。ただ、今回の次世代育成対策推進法の関係でいいますと、その子育て支援ということよりも、もう少し広い範囲といえますか、少子化対策全体を国としてどう進めていくのかという、そういった位置づけでの法律だと理解しております。

菊地委員

少子化対策についての積極的な施策に国が取り組み始めたということで、それが各自治体で具体化されるということは、日本の将来、小樽市の将来にとっても非常に心強いものだと思うのですけれども、私は、その少子化対策の問題で一番大きく遅れている対策に、保育所や学童保育所の待機児が何年も解消されていないという、目の前の事実があると思うのです。既に何人かの方がこの問題を取り上げていますけれども、改めて聞かせていただきます。保育所あるいは学童保育所の待機児童の抜本的解消についての考え方について、児童家庭課、学務課、社会教育課と、続けてお願いします。

(福祉) 児童家庭課長

委員ご指摘のとおり、本会議の中でも市長から答弁させていただいておりますが、現状といたしましては、定数を超える児童の受入れ等を含めまして、今年の4月以降、155名の子どもを新たに受け入れてきております。そうい

った意味では、今後も、公立、民間を含めまして、臨時保育士の採用等も含めて進めていきたいと考えております。

また、定数の見直しについてであります。これも本会議で答弁させていただいておりますけれども、こうした状況というのが固定的な状況になるのか、あるいは、もう一方で新生児の数が減少しているという、そういったようなことも勘案しながら、検討する必要があると考えております。

(社教)社会教育課長

待機児の解消ということでございますけれども、放課後児童クラブの待機児の解消に向けましては、それまで1クラスしかなかったクラブを2クラスにしたり、そういった形で、徐々に拡充には努めてきているところではございます。現在も、何か所かのクラブにつきましては、拡充の検討をしているところでありますので、今後ともこれを進めてまいりたいと考えております。

菊地委員

なかなか抜本的な解消ということでは、今、現に待機している子どもたちを早急にすくい上げるという対策がとられないのがとても残念なのです。もう一つ、建物の問題もあるのですけれども、その中身のサービスの問題で、小樽市でこれだけ待機児童が増えている。保育所を活用できる状態になってきているということがあると思うのですけれども、少子化対策で、具体的には子どもを育てている世代に対する経済的支援の問題が大きいと思うのです。そういう意味では、いろいろな受益者負担の見直しということを言われているのですけれども、私は、保育料については見直すことはしないだろうという思いもあるのですが、その辺についてお聞きしたいと思います。

(福祉)児童家庭課長

これも第2回定例会の委員会の中でご質問がありまして、お答えをしているのですが、ご承知のとおり、平成元年から、小樽市の保育料というのは15年間現状のままというか、据え置いたままになっておりますので、今の財政状況も含めて、今後、検討していかなければならないものと思っております。

菊地委員

子育て支援対策の中にも、子育て中の世代に対する経済的支援の拡充を図ることが適当だというふうなうたっているのです。その精神からいくと、今、小樽市で保育料を見直すということは、その精神にも反することだと思っております。実は昭和61年に、145名に上る定数削減を小樽市は行っています。その後一、二年、ずっと定数が減ったその大きな原因に、保育料を値上げしてきたという一つの要因があります。私は、小樽市の保育所がこれだけ利用度が高く、待機児がたくさんいるという、せっかく保育所を利用しながら経済的にも自立していこうとか、それから社会的にも自立していこうという女性の参画にも寄与している保育所において、保育料に手をつけることだけは何としてもやめていただきたいということを希望して、質問を終わりたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。自民党。

佐々木(茂)委員

税の収納対策について

本会議でも一般質問させていただきまして、市長からの答弁もいただいたわけですが、関連して何点か、質問させていただきます。

まず、滞納処分との関係であります。差押えによる金額は約10億750万円ということでしたが、押さえても入ってこなければと思いますが、差押えの効果による納入金額はどのくらいなのか、調査しておれば、お答えをいただきたいと存じます。

(財政)納税課長

差押えによる納入金額についてでございますが、14年度中に滞納となっている市税に充当いたしました金額につ

きましては、概数でございますが、375件で約1億5,200万円になっております。

佐々木(茂)委員

差押えしたときの滞納者の反応についてお聞かせください。

(財政)納税課長

差押えをしたときの滞納者の反応についてお答えいたします。一般的に、差押えの執行に至る経過といたしましては、まず文書催告、それから電話催告、臨戸訪問、財産調査、差押予告、そして最後に差押えの執行となっております。したがって、差押えは一連の納税催告の積み重ねの最終結果ということで、差押えを受ける側、滞納者につきましても、それをじゅうぶん承知の上、執行しておりますので、差押え後の苦情等は比較的少ない状況になっております。

なお、差押え後に反応があったもので、特徴的な傾向といたしましては、市が本当に差押予告しても差押えをすればないとたかをくくっていた場合がほとんどで、差押え後に驚いて連絡をよこしまして、自主納付するので差押えを解除してほしいといった申出がなされる例が、比較的多い状況となっております。

佐々木(茂)委員

それから、交付要求が101件で、金額は4,200万円ということでございましたが、交付要求というのはどういうときにやられるのでしょうか。

(財政)渡辺主幹

交付要求についてでございますけれども、2種類ありまして、不動産競売事件で裁判所に要求するものと、それからもう一つは破産事件で、破産管財人である弁護士に要求するものと、二通りございます。交付要求は、みずから滞納処分を行うのではなくて、他の執行機関が行う処分に対して配当のみを求めるといふ、受動的な行為ということが言えると思います。

佐々木(茂)委員

私は交付要求をしても配当がほとんどないというふうに思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

(財政)渡辺主幹

交付要求の配当についてでありますけれども、不動産競売事件では、市税に優先する抵当権が設定されているため、ほとんどの事件で配当がございません。また、破産事件の場合も、負債の総額に比べ、残された財産が少ないため、仮に配当があっても、滞納市税の一部にしか充当できない場合が多い状況となっております。なお、平成14年度中に、両方の事件を通じて交付要求による配当がありましたのは、合計で22件、約660万円となっております。

佐々木(茂)委員

私がなぜこのような質問をするかといいますと、滞納するには、納税者にそれぞれいろいろな状況があると思うのです。生活が苦しい人もいるでしょうし、リストラでマイホームを手放さなければならない人もいると思います。いろいろな滞納者がいて、差押えや交付要求という手段でもなかなか納入に至らないということで、交渉する職員は大変だと、ご苦労をされていると思うわけでありまして。ですから、今後の収納率の向上対策について、納めやすく利用しやすい納税窓口の拡大、さらなる滞納者の整理の手法などを研究していくという、市長の答弁でございましたが、具体的な方策について考えがあれば、お聞かせいただきたいと存じます。

税務長

今後の具体的な収納率の向上対策についてでございますけれども、まず、本年度につきましては、全庁的な収納対策の取組ということで、全管理職による電話催告の実施を考えてございます。また、来年度以降ということになるかと思いますが、納税者の利便性の向上の観点から、コンビニでの納税の方法、それから休日・夜間など、納税相談窓口の開設ということで、これも実施に向け検討しているところでございます。これら、今後とも費用対効果ということをじゅうぶん勘案の上、知恵と工夫を凝らして収納率向上のために努力したいと考えておりま

す。

佐々木(茂)委員

今の方策をぜひ実行していただきたいと思いますし、職員にも頑張ってもらいたい。そのことにより、少しでも収納率が向上することを期待いたしまして、次の項目に移ります。

教育課程に係る改善について

教育委員会にお伺いをいたします。さきの一般質問のときに質問させていただきまして、お答えをいただいたわけですが、教育課程でございます。改善を求めた結果でございますが、小学校14校、中学校8校、そして小学校については50パーセント、中学校は64パーセントでございます。教育長から、進んでいると思われましてという答弁をいただきましたが、私は改善を求めた内容について無理があるのではないかということが一つ、それから未提出の学校の先生たちは教育委員会に従わない、そのような状態ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(学教)指導室長

教育課程の改善の状況についてのご質問でございますが、課題として残っている学校の多くの内容を見ますと、その多くが総合的な学習の時間にかかわる事項でございます。この事項につきましては、実は教科書もございません。ということから、各学校が創意工夫を凝らしながら、指導内容等計画をしているところでございますが、とりわけ各教科などの勉強との関連とか、目標とか、どう設定するのかということで、移行期間、平成12年、13年の2年間あったところではございます。その研究の成果等の不足のところも見られるところがございまして、各学校でさらに研究、実践が必要ということで、時間を要しているものと考えてございます。

なお、このことにかかわりましては、各学校に指導、助言をしているところでございますが、学校訪問の折にも、市の教育委員会の指導主事とともに、北海道教育委員会後志教育局の指導主事が訪問して、教育課程の編成や実施について、指導、助言しております。なお、現在も、教育局の校長職を経験しております指導主幹が、市内のすべての学校を訪問して、教育課程などについて、指導、助言をいただいているところでございます。

佐々木(茂)委員

学校教育について

次に、国歌の指導でございます。本会議で、小学校は音楽科で22校、78.6パーセントの実施という答弁をいただきました。しかしながら、この形でいきますと、中学校では指導しないわけでありまして、未実施学校の小学生は中学校に行っても歌う機会がないというふうに考えますが、この点はいかがでしょう。

(学教)指導室長

国歌の指導にかかわりましてでございますが、委員ご指摘のとおり、小学校での国歌・君が代の指導がなくては、中学校の音楽科ではございませんので、指導を受けないというような状況になることとなります。したがって、このような実態を踏まえまして、各中学校においても指導されることが大切であるというふうに受け止めてございまして、中学校と小学校が連携をしていくことが必要であります。儀式の練習などにおいて適切に取り上げ、指導いただくよう、お願いしてまいりたいと考えてございます。なお、学習指導要領に基づき、今後とも適切に指導することが大切なことと書かれてございますので、今後ともすべての小学校において指導されるよう、広げてまいりたいと存じます。

佐々木(茂)委員

次に、学校図書館の図書標準の達成について、お聞かせをいただきたいと存じます。

(学教)総務課長

今年度、4月1日から、司書教諭の配置が必要になったわけでございますが、小学校、中学校とも、100パーセント達成をしております。

佐々木(茂)委員

今、学校図書館の図書標準の達成についてお尋ねをいたしましたわけでございますが、次に関連するのであわせて質問しますが、平成15年4月以降、12学級以上の学校に司書教諭を配置しなければならないと義務づけられてございますが、小学校では、幸、長橋、高島、稲穂、桜、望洋台、朝里、銭函等が12学級以上を満たしているわけで、これについて司書教諭の配置がどう実施されているかということをお聞かせください。

(学教)総務課長

特殊学級を含めて12学級以上ある学校は、小学校8校、中学校4校あります。全部で12校ございますが、小学校8校につきましては8人の司書教諭、中学校につきましては4人の司書教諭をそれぞれ配置しておりまして、両方とも100パーセント達成していると、こういう状況でございます。

佐々木(茂)委員

道営若竹団地について

次に、公営住宅に関連してお伺いをいたします。

昨今の厳しい経済状況の下、食生活、医療、教育などあらゆる分野で、市民の生活もたいへん厳しい状態に置かれており、常日ごろ感じておりますが、その中でも、住宅問題はすべての生活の根底にかかわる大事なものでございます。他都市に比べて高齢者の割合が多い小樽市におきましては、それら高齢者の方々をはじめとして、多くの方々が、公営住宅へ入居を希望されておると聞いております。しかしながら、今、小樽市の財政状況は危機的な状態にあり、新規の住宅建設はもとより、公営住宅再生マスタープランで予定している既存住宅の建替えも、思うようには進められない状況であると認識しております。このようなときだからこそ、知恵を出し、汗をかいて、現状を打破する、そういった施策を展開していく必要があると思うのでございます。

そこで、先般、理事者より説明がございました道営若竹団地について、何点かお伺いをいたします。このたび示された考え方は、厳しい財政の中で、公営住宅に対する市民の要望にこたえようとするなど、市民と小樽市にとって多くのメリットがあると、私は受け止めております。明るいニュースとして紹介したいと思っております。

まず初めに、このたび進めようとしている事業の概要について、改めて説明願います。

(建都)佐藤主幹

事業の概要についてでございますが、北海道では築港地区に、2棟又は3棟で150戸程度の移転建替え住宅を建設し、完成後、順次、若竹団地の入居者の方に移転してもらうということで提供しております。市は、空き家になった住宅から、順次、事業主体変更を受け、市営住宅として管理し、改善再生工事を実施し、建替え事業の住み替え用や、高齢単身者などの入居希望者の方への対応住宅として活用を図り、今後の市営住宅事業の展開の中に組み入れていくことを考え、現在、北海道と協議を進めているところでございます。

佐々木(茂)委員

次に、市長がこのたび事業の展開を進めようとした基本的な考え方と、それによってどのような効果もたらされると期待しているのかについても、説明願います。

(建都)佐藤主幹

この事業の基本的な考え方と効果などについてでございますが、現在の市営住宅建設事業は建替えを中心としており、新規募集がなかなかできず、また、厳しい財政状況などの中で、予定どおりの事業推進も難しい状況にございます。しかし、多くの入居希望者がおり、この方々の要望にもこたえていかなければなりません。市営住宅だけでは対応が難しく、道営住宅と連携を図りながら、課題、ニーズの解決に努めていかなければならないものと考えております。この築港地区に道営住宅の建設が実現することにより、民間による住宅建設の呼び水となるなど、当地区の開発も、いっそう促進されることが期待できると考えられます。また、建替え建設で残される若竹団地の無償譲渡を受け、市で改善再生工事をし、再活用することにより、エレベーターと浴室が完備され、立地的にも恵まれている建物なので、良好な市営住宅のストックとなり、今後の建替え事業の円滑な推進を図ることができると

もに、市営住宅に対する多くの市民の要望にこたえることができること。さらには、住みなれた住宅を残すことによりまして、現団地に居住されている入居者の方との交渉を円滑に進めることができ、店舗所有の方の財産確保と営業継続が可能となるなど、入居者、商業者の方の理解と協力が得やすくなるとともに、築港地区における道営住宅の早期建設を図ることができるということ。また、その若竹団地の改善再生工事については、新設住宅を建設する場合より安価な費用となり、国庫補助金の導入もできるなど、多くのメリットや効果が出てくるものと考えております。

佐々木(茂)委員

わかりました。私自身、お話を聞かせていただいて、多くのメリットがあるものと考えておりますが、今後、具体的に事業を進めていくに当たっては、課題も幾つかあると思います。特に、178世帯という多くの入居者がおられますので、さまざまな事情や考えがあると思いますし、1階の店舗部分は区分所有となっており、それぞれの方が所有をして、営業しております。これらの入居者や店舗関係者の方々にどのような対応をし、また、理解を得ていく考えなのか、お聞かせいただきたいと存じます。

(建都)佐藤主幹

入居されている方や店舗関係者の方々への対応などについてでございますが、この事業を円滑に進めていくに当たっては、入居者と店舗関係者の方々のご理解とご協力が不可欠であると考えております。ご指摘のように、入居者や店舗関係者の方々は、さまざまな事情と考え方を持っておられると思っております。北海道では、近日中に説明会などを開催する予定で検討しておりますので、市といたしましても、道と連携を図りながら、皆様方のご意見をじゅうぶんお聞きし、ご理解とご協力を得られるよう、対応していかねばならないと考えております。

佐々木(茂)委員

いずれにしましても、この事業につきましても、実現することによって期待できるさまざまな効果を考えますと、できるだけ早い時期に計画が具体化し、早期に工事が着手をされることを願い、現時点での見通しなり、計画の早期実現に向けての市長のご見解を、お聞かせいただきたいと存じます。

市長

若竹団地の関係でございますけれども、いろいろなところで、小樽の公営住宅が足りないという話も聞きますので、少しでも新築の公営住宅ができれば、そういった需要にこたえていけるわけです。今回、この事業については、北海道もたいへん財政状況が厳しい中での判断であったわけでございますので、私どもとしてはぜひこの計画を実現していただきたいということで、再度、道の方に強く要請してまいりたいと思っておりますし、一日も早く完成できるように努力したいと思います。

山田委員

クリーンボランティアツアーについて

それではまず、7月7日に、ある新聞にこういう記事がありましたので、読ませていただきます。

「7月6日に、世界遺産が有力視される知床半島の北端、知床岬でのごみ拾いが行われた。羅臼町の呼びかけで、今年で5回目となるクリーンボランティアツアーがそれである。約2時間、羅臼側2キロで作業を始め、トラック1台半分のごみを拾い集めた。ツアーは、分解しないプラスチックごみの回収と、海岸の汚れのひどさを住民に認識してもらうため、羅臼町が企画したものである」と、こう載っております。

現在、小樽市でも、東から西へと道内有数の海水浴場を誇る地で、今、さまざまなボランティアの方々が、海岸の清掃に汗を流しています。例えば、北照高校の生徒、町内会の婦人部の皆さん、町内会の老人クラブ、また、一般の人々、こういう人々が、小樽の海岸を守ろうとしています。地区によっては、同じ地区を5回も清掃しているというお話も聞いております。我が市でも公の市民へのアピールとして、マリンフェスタないし、8月8日の道の

日のイベントとしてグリーンロード、また、8月17日には勝納川清掃活動などのようなボランティア清掃について、市から市民への呼びかけはできないものか環境部にお伺いしたいと思います。

(環境)管理課長

ただいまのボランティア清掃活動の関係でございますけれども、委員おっしゃられましたように、町内会の方々、学校の児童生徒、それからPTAの方々など、たいへんきれいなまちづくり、それから快適なまちづくりということで協力をいただいております、私ども、たいへん感謝しているところでございます。

ご提言の趣旨につきましては、どうしてもごみが捨てられているという現状でございますので、このような市民の方々の自主的なボランティアによる清掃活動は、私どもにとりましてたいへんありがたいと考えておるところでございます、大切な市民活動と思っております。市からの呼びかけの関係等でございますけれども、庁内の関係部ともじゅうぶん協議しながら、特に海岸線におきましては、管理者が小樽土現ということになってございますので、土現とも連絡を密にしながら、ボランティアによる清掃活動、これが取り組みやすい、あるいは取り組んでいただけるという、そういう場面づくり、環境づくりを考えていきたいと、このように考えているところでございます。

山田委員

ぜひともお願いします。

旭展望台について

次に、市長への手紙で寄せられた旭展望台の件についてお伺いします。

私、昨日も旭展望台に行ってきました、展望台の眺望に関して言わせていただければ、市長への手紙で要望があった後、素早い行動でやっていただいたと市民は本当に喜んでおります。ただ、実際問題、前面の眺望だけで、両脇の眺望が少しふじゅうぶんかなと。それと、案内表示板について、破損箇所がありますので、このことについてお尋ねします。木については毎年成長するものですから、毎年やれとは言いませんが、ある程度整備していただきたいのですが、そのことについてお答え願います。

(経済)多賀副参事

今、旭展望台の眺望の件なのですが、展望台の樹木の伐採は若い樹林を育成促進させることを目的に、道へ届出して行ったものであります。これが眺望の改善につながったのかなと、私は思っております。今、委員ご指摘の部分の、いわゆる鳥かん図の右側、奥沢・天神方面と長橋方面の眺望がまだじゅうぶんではないのだというご指摘につきましては、今年の春、まずは中心部分の眺望をよくしようとした中で、木の数にしますと37本と、枝払いの中であのように改善したわけですが、今、お話の部分は、非常に難しい部分もある。といいますのは、奥沢・天神方面、それから長橋方面の見通しをよくするとすれば、相当数の木を伐採しなければならないのかなとも思っております。また、道とも打合せしながら、どの程度できるのか、どんな方法があるのかも含めて、研究してまいりたいと思っております。

山田委員

木というのは生き物ですから、毎年伸びると思いますので、2年後、3年後を見据えた形でいろいろ整備していただきたいと思うのです。そのことについて、市長のご意見を聞きたいのですが、よろしくお願いします。

市長

これは、市民の方から手紙が来まして、観光客を案内したところ、展望台というのは名前ばかりで、さっぱり眺望がないというお話がありました。これは前からいろいろ課題があったのですけれども、私も現場を見て、従来からいろいろ話をしているのですけれども、ここは保健保安林という非常に厳しい規制をかけられた地域です。したがって、農政課の方に、何かいい知恵を出してできないのかという話をしていたところ、農政課の職員がいろいろと道とかけ合って実現したということですから、非常によかったなと思っておりますし、お礼の手紙が来たところで

ございます。これからも、先ほど言ったように、保健保安林で非常に厳しい規制がありますけれども、その辺はよく道の方と話し合いをして、眺望の確保について、これからも取り組んでいきたいと思えます。

山田委員

前の質問に戻させていただきますが、海岸の清掃に関して、市のかげ声でいかにマナーがよくなったかということがございますので、市としても来年度から、海の月間、マリンフェスタ、7月20日の海の日前後1か月という形で、何らかのアクションを起こしていただきたいと思うのですが、そのことについて市長のご意見をお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

市長

海岸の問題は、市民クラブの森井議員からも質問があり、いろいろな小樽の事情と申しますが、海岸線が非常に長いので大変な部分もありますけれども、みんなでとにかくいい環境をつくりましょうということでお答えしたと思っていますけれども、今のお話、どういった形でできるか。例えば、海水浴の期間前には、たしかみんなで連携して、海岸のごみ拾いはしていると思っております。これからもどういう形でそういう行動に移すのか、それから啓発活動をどう進めていくか、これは非常に大きな課題です。拾っても拾っても、次から次とごみを捨てるわけですから、これをどう啓発していくか、非常に重要な課題ですから、庁内でよく検討して、対応を考えたいと思えます。

山田委員

それは本当によくわかりました。我々地域住民も、よりいっそう市との連携で活動していきますので、市も、よりいっそうの努力のほどよろしく願いいたします。

委員長

自民党の質疑を終結し、れいめいの会に移します。れいめいの会。

上野委員

グループホームの将来計画について

初めに、福祉部に質問いたします。

グループホーム、これは痴ほう対応型共同生活介護でございますけれども、これは、これからの痴ほうケアの切り札と言われていまして、民活で民間がお金を出して、痴ほうの方を収容する施設でございます。厚生労働省は、「ゴールドプラン21」の介護基準整備の数値目標に、このグループホームを全国に2004年度までに3,200か所の整備というふうに掲げております。しかし、今、実際には、もうその目標以上に全国に立ち上げがあるというふうに聞いております。これから、やはり民間の福祉ということがたいへん重要だということが、このような数で表れております。将来的には、小学校学区の一つぐらいのホームを建設するべきだと。それを見ますと、だいたい日本で2万5,000か所ぐらいのこういう施設をつくらなければならないという、たいへん大きなこれからの大きな民活の事業でございます。それにつきまして、小樽市の介護保険事業計画によるグループホームのサービス量の見込みをお聞きしたいと思えます。

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

今、委員おっしゃいましたように、グループホーム、比較的安定状況にある痴ほうの要介護者を入所させまして、共同生活の中で、入浴とか排せつ、食事等の日常生活の世話、機能訓練を提供するサービス、それらの中で、その住宅の中におきましては、計画に基づきまして、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境で日常生活を送ると。このようなことから、痴ほうの抑制に効果があると、こういうような形で言われてございます。私どもにおきまして、介護保険制度上、重要なサービスであるという認識でございます。

それで、現在、平成15年度から19年度までの第2期の介護保険事業計画を作成してございます。それによります

と、痴ほう対応型共同生活介護につきましては、要介護者であって痴ほうの状態にある者の数だとか、現に利用している者の数、そして利用に関する移行の状況、こういうようなものを勘案して利用者の数を見込みなさいよと、国からそのようなことが示され、私どもにおきましても、利用者からの聞き取りの調査、そのようなものを踏まえまして、各年度のサービスの必要量をまとめてございます。それによりますと、15年度が247人、そして16年度が301人、17年度が311人、18年度が311人、19年度が311人、以上のような形になってございます。

上野委員

小樽に今のグループホームが、どのくらいあるかということと、今後、どのようになるかということをお知らせください。それともう一つ、全道において、小樽がどのくらいの位置にあるのかということも、あわせてお願いいたします。

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

現在のグループホームの小樽市の状況でございますが、8月30日現在の数字で、10か所ございまして、定数は209人でございます。9月の半ばに1か所増えており、今後につきましては、10月の初日に1か所開設する予定です。そして、今年度中にあと2か所ほど、開設が予定されてございますので、今年度末になりますと、14か所の308人くらいになるのかと思っております。そして、北海道の状況でございますが、同じく8月31日現在で、全道で266か所ございます。それで、全部の都市は調べておりませんので、10万人以上の都市で言いますと、事業所数で言いますと、一番多いのが札幌市で93、そして次が旭川市の26、そして3番目が帯広市の15、そして次が函館市の12、その次が小樽市の10ということで、全道では5番目に位置してございます。

上野委員

ただいまお聞きしましたけれども、やはり小樽はたいへん高齢者が多く、また、痴ほうの方も多い都市でございます。私がなぜこれを質問したかということ、これは民間でやる事業でございます。事業者が何億円というお金を銀行から借りて、やっていく事業でございますので、もちろん目標の数も増えていくことはたいへん喜ばしいのでございますけれども、やはりある程度それを守ってあげることも大事でないかと。小樽はなかなかお金がないという現状でございますが、これからやる方たちに、民間がやるのだから、もうそれはおまえらでいいのだというのではなくて、いろいろな面で支援をしていくことが、これからの福祉に必要なだと思っております。特養も96床ですが、何年後かに小樽に設置するとなっておりますけれども、それについても大変な厳しい時期でございますので、このような民間活用をぜひ推し進めるような施策をしていただきたいと思います。これはお答え要りません。

屋台村について

続きまして、一般質問で質問いたしました屋台村につきまして質問いたします。

市長が答弁の中で、今後、地域経済活性化会議で、この事業に向けて論議をしたいというふうに申しておりました。八戸市に行って、この屋台村を調べてきましたところ、八戸市はたいへんやり方が早いのです。例えば、平成14年3月にこういうプランをつくって、第1次が14年の11月にもうオープンしているのです。これは六日市の方の地区でございますが、11店舗が発想から1年足らずでオープンしている。そして、次の年の1月には、あとの12店舗もオープンしている。これももちろん民活でやっています。株式会社でやっています。ですけれども、行政がここまで推し進めているということが、如実に表れているのです。そして、市長から、これについては意欲あるご答弁をいただきましたので、小樽市としてこういうものをつくる場合、土地、場所、そういうものに対して、経済部としてどこか目安のつくところがあるのか、ないのかな、なかなか言えないと思っておりますけれども、もしこういうところがあるよというのであれば、市民にもアピールできますので、お聞きしたいと思います。

(経済) 佐藤主幹

現在、今のところは、具体的にどの場所という考えはないのですけれども、例えば屋台村の構想は、基本的には中心市街地で行われるべきだと考えますので、そうした場合に、例えば中心市街地にあります一つのモールという

ことですと、中央通から寿司屋通に至る手宮線用地、これが市の方の用地になっておりますので、このあたりが一つ利用できるかなと考えております。

上野委員

なかなか場所の問題は大変でございますけれども、やはりそういう面で小樽市も民間に出して、意欲ある事業が展開できるように提案していくことが大事だと思います。

また、地域経済活性化会議を受けて、観光高度化ワーキンググループというのもございます。また、TMO推進協議会のソフト事業、商店街夜のにぎわい事業にたくさんのいろいろな会議とか事業の中に、この屋台村も位置づけられていると思いますけれども、先ほども申したように、やはり発想から実現までというのは、なるべくあまり時間をかけないでやるのが、事業の推進につながっていくのではないかなというふうに思っています。私自身もちょっとおっちょこちょいのところがありまして、時期的に急ぎますけれども、こういう事業というのは発想を持ったら、やはり進めていくということがたいへん大事だと思います。どうぞ、こういう面で官民が、お金がないなら、ないなりに、知恵を授けてあげるとか、それからあいている場所があれば提供してやると、そういうことが、これが屋台村、ひいては小樽の食の文化、また、観光小樽の一つの起爆剤になると、私は信じております。もう一度市長の意気込みをここをお聞かせください。聞いたら、私も今日ゆっくり寝られますので。

市長

確かに夜のにぎわいづくりというか、そういう面では非常に有効な施設だなというのは、私も帯広で見てきましたので理解しています。ただ、八戸も帯広もそうですけれども、やはり民が主導でやっていますよね。ですから、早いのですよね。これは、官が入るとなかなか難しくなる部分もあるものですから、我々としては民間の事業者、これを発掘をしてやっていただければ、たいへん早く完成できると思いますので、そういう部分の働きかけといいますか、それから行政の支援ということ、両方相まってやっていかなければ実現しないので、そういう点で、よく事業者の発掘なり、そんなことを少し検討してこれから進めていきたいと、ぜひ実現をしたいと思っています。

委員長

れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブに移します。市民クラブ。

大島委員

朝里川温泉関連について

今般の補正予算で、朝里川温泉のレジオネラ属菌に対する清掃消毒というので、事業費が900万円計上されております。その点について何点がまとめて質問いたします。

初めに、延長1,865メートルの揚湯管内にレジオネラ属菌が繁殖し、消毒・洗浄が必要になったということでございますけれども、消毒・洗浄とは、どのような工程でいつから行うのか、まずこれが1点。レジオネラ属菌の繁殖原因は何なのか、これが2点目。保健所は、平成15年1月8日、同じく3月18日、2回にわたって朝里川温泉源泉の水質検査を実施したとありますが、それぞれの目的はどのようなことであったのか、これが3点目。4点目、水質検査は施設のどこの場所の水を採取し、検査したのか。この点についてお聞きします。

(経済)観光振興室観光事業課長

4点ほど、委員からご質問がございましたけれども、まず一番最初にございました朝里川温泉設備の消毒・洗浄に係る作業工程についてでございますが、これはまず貯湯槽配湯管に塩素を注入いたしまして、その後、炭酸ガスを順次注入し、圧送系の洗浄、続きまして自然流下系の配湯管の洗浄、それから最後に1号井、2号井から貯湯槽につながっている送湯管の洗浄、それと貯湯槽の洗浄ということで、作業を進める予定でございます。時期でございますが、委託業者との調整の結果、10月6日から10日までの5日間で、今、申しあげました作業を行うという予定になってございます

(保健所)生活衛生課長

お尋ねのレジオネラ属菌の繁殖原因についてでございますが、レジオネラ属菌につきましては、広く一般的に土壌や河川等、自然界に生息しているものでございますが、温度が20度から50度ぐらいの、そういった生息条件が整いますと、繁殖するような状況になっております。特に、浴槽や配管内の清掃・洗浄がふじゅうぶんな場合には、どうしてもぬめりというのができやすくなりますので、レジオネラ属菌の繁殖が広がるという形になります。

また、朝里川温泉源泉の採取の目的でございますが、これは全国的に昨年ごろから、レジオネラ属菌による問題が伝えられておりまして、保健所でも、レジオネラ症防止対策を目的といたしまして、水質検査を実施したところでございます。その採取場所でございますが、1月18日は貯湯槽内を検体としてやっております。また、3月18日については検体は2件ありまして、採取場所は貯湯槽内、それからもう一つ、貯湯槽から一番遠い配管の出るところの2か所を実施しております。

大島委員

今日、資料要求をいたしまして、検査結果の写しをそれぞれいただきました。初めに、1月8日、採取場所でございますけれども、源泉とあります。採水水源、源泉ですね。A S R - 94、2号井プラス水道水となっておりますけれども、これは、温泉の源泉を検査するのに水道水のまじったものを検査したというように解釈してよろしいのでしょうか。

同じく3月18日、これは採取場所は市の源泉貯湯槽、今、お話がありました供給配管部分のケアハウス内、それぞれレジオネラ属菌の単位が示されております。源泉の貯湯槽が1,000、ケアハウス内が1万。基準値としてここに書かれているのが、検出されないこと。括弧といたしまして、10CFU/100ミリリットル未満というふうに書いておりますけれども、まず初めの方の水道水をまぜた検査、なぜなのか、それからこの1,000と1万という数値は、検出されないことという基準からいけば多いのかどうなのか、この件について2点お伺いします。

(経済)観光振興室観光事業課長

まず、ご質問でありました水道水の件でございますが、これは検査のためにまぜたのではなくて、ちょうどこの時期、昨年12月の末に、新1号井の掘削で温泉水の方に当たりまして、その後、1号井をその段階でとめておりましたので、2号井とこの1号井の湯量に見合う分を加水して、各施設に供給していた時期に当たります。よって、この時期にこの2号井の温泉と水道水がまじったものを採水をして、検査したということでございまして、この状況は今年の1月半ばごろに復旧をいたしまして、現在も使っています1号井と2号井のお湯をまぜて各施設に供給をしております。

(保健所)生活衛生課長

この基準値につきましては、10CFU未満ということになっておりますので、40CFU、1万ということであれば、やはり多い数とは思っております。

大島委員

経済部に聞きます。この源泉の2号井の温泉と、水道水をまぜているのだと。各施設にトンいくらで売っているのですか。

(経済)観光振興室観光事業課長

使用料金でございますが、1立方メートル250円で取引をしております。

大島委員

そうすると、これは源泉対水道水、どのぐらいの割合でまぜているのか。源泉を売るはずなのですよ。それは施設の方が了解しているのかどうかわかりませんが、実はこの250円の源泉に水道水がまざっていた、それも250円で同じく売っていたのかどうなのか、この点についてお聞かせください。

(経済)観光振興室観光事業課長

水を使っている料金については、各施設からは徴収しておりません。温泉水、2号井の方から供給してありました温泉の分についてだけ徴収をしてございます。水道水の使用料については、私どもの方で確認してございます。

大島委員

今日、いただいたこの資料を見ますと、検査をしたのは源泉ですよということですよ。その採水源水にはプラスチック水道水が入っているですよということです。これは全部、貯湯槽に一回入るわけでしょう。そうすると、管の中を流れてそれぞれの施設に行くわけですから、水道です、源泉ですよということで区分けはできないわけですよ。そうすると、従来どおりの1立方メートル250円で販売していたのだと、水道水がまざっているから割り引くよというようなことをしたのかどうなのか、その点について聞いたのです。もう一度お願いします。

(経済)観光振興室観光事業課長

これは源泉と記載をしてございますが、実際の採水は貯湯槽からの採水であったというふうに、私ども確認をしています。温泉施設側からの徴収は、これは温泉使用料、供給したのから水道水の分を差し引いて徴収してございます。

大島委員

どのぐらいの割合で徴収したのですか。

(経済)観光振興室観光事業課長

先ほども申し上げましたが、昨年の12月の末から1月の半ばごろまで、こういった状態で緊急避難的に対応してございます。その期間、このような状態で推移しております。

大島委員

それはわかるのです。源泉は250円ですよ。今、いろいろな事情があって、実は水道水がまざっていたのだと。そうすると、単価は同じで販売したのかどうなのかということ聞いたのです。そして、もし今、水道水の分は引いているということでしたから、それでは、1立方メートル250円の料金から水道料をどのくらい引いて販売したのかということを探っているのですけれども、この点についてもう一度確認します。

(経済)観光振興室観光事業課長

現在もとめている1号井から配湯をしていた湯量に見合う部分の水道水です。従来ですと、現1号井と2号井を貯湯槽に入れて、それをまぜ合わせたものを各施設に供給しているということですから、この1号井はだいたい毎分100リットルということで供給しておりますので、その部分のお湯は水道水でカバーをしまして、それにつきましては、それぞれの施設の使用量を見た上で差し引いているということでございます。

大島委員

だから、どのぐらいの量を差し引いているのですかということなのです。

(経済)観光振興室観光事業課長

資料要求のあった資料には供給量は出してございますが、その部分の差し引いたものということにつきましては、今はわかりません。

大島委員

といいますのは、いただいた資料を前年対比しますと、使用量の1番、2番が極端に前年対比で少なくなっているのです。非常に使用量が少なくなってきました。例えば、14年では1万8,660トンも使っていたところ、ここが前年対比で、この半年間で約1,572トン。そうしますと、約一月分が減っています。同じく2番目に多く使っているところ、ここも665トン、この半年間でマイナスです。そうしますと、1月に使っている量はこれと前後しているということなものですから、ちょっと疑問に思ってお尋ねしたのです。そうすると、現在は元に戻したのですか。

(経済)観光振興室観光事業課長

先ほどもお答えをしましたとおり、現在は現1号井と2号井の配湯管、お湯の供給をしております。

大島委員

改めてもう一度お尋ねしますが、そうしますと、今日いただいた資料によりますと、採水源水、先ほど申しましたプラス水道水、2号井プラス水道水という部分でございますけれども、これは源水ということでここに記入されておりますけれども、この源水なるものが、水道水と温泉が合わさったものを検査したというふうに解釈してよろしいのですか。

(保健所)生活衛生課長

採水の結果でございますが、検査結果については源泉ということで記載されておりますけれども、採水の源泉についての項目のところで、2号井プラス水道水、この検査結果が40CFUという形になっております。

大島委員

次に、温泉供給施設についてお尋ねいたします。これもまとめて質問いたします。各給湯利用施設は現在何か所あるのか。二つ目、これは表はいただいておりますけれども、改めてお聞きいたします。各施設の温泉使用量あるいは料金。これは去年と今年の直近の部分も含めて聞くのですけれども、去年は1年分、今年については集計ができるところまでいいです。上位三つぐらいでけっこうです。また、各施設の検査結果はどうだったのか。先ほど国の基準についてはお聞きしておりますので、まず今、この点についてお聞かせください。

(経済)観光振興室観光事業課長

まず、温泉の利用施設でございますが、現在は9施設でございます。また、施設の温泉使用量でございますが、上位三つの施設ということでございましたので、要求のございました資料の方にもございますが、一番多い量を使用している施設で1万8,660立方メートル、これは14年度でございます。続きまして、2番目に多い施設といたしまして、14年度、7,771立方メートル。3番目は6,806立方メートルとなっております。また、本年度の中間の状況でございますが、4月から9月までを見ますと、一番多いところで7,889立方メートル、続きまして、3,933立方メートル、3番目には3,524立方メートルという利用状況になってございます。

大島委員

今、説明がございましたけれども、3番目の施設については、使用量がこれはもう断トツに増えているのです。そうすると、先ほども申しましたけれども、プラスマイナスをしますと、かなりの違いが出てくると。今年は何のくらいの量を見込んでいるのか、この点についてお聞かせください。

(経済)観光振興室観光事業課長

見込みということでございますが、これは、確かにこの4月から9月までの状況を見ますと、委員ご指摘のとおり、各施設ともに若干少な目の湯量の使用ということになってございますが、私ども供給する側の見込みといたしましては、昨年度、14年度並みの使用量になるであろうという見込みでございます。

(保健所)生活衛生課長

水質検査の施設の採水のポイントでございますが、経済部の方では9施設ということでとらえておりますけれども、こちらの方は、複合施設が1件ありますので、8施設ということでとらえております。そのうちの1施設が、今、休業になっておりますので、7施設について検査を実施しているところでありますが、各施設1検体、浴槽について実施しております。7検体のうち、結果につきましては、2施設が1,000、それから1施設が120、それから1施設80、1施設10、あと2施設については10未満ということになっております。

大島委員

経済部の方にお尋ねしますが、先ほどの答弁の中で、この洗浄・消毒の作業を10月6日から約5日間行くと。この間の各施設の温泉の対応は、供給がとまるわけですから、どのように対応するのですか。

(経済)観光振興室観光事業課長

10月6日から5日間の作業中の対応でございますが、委員がご指摘のとおり、温泉水の供給はできませんので、

この間、各施設の中での対応は、また、別々になりますが、貯湯槽を持っている施設においては、貯湯槽のお湯を使いきるまで温泉で対応すると。その後は当然水を使うことになりますので、その際には、施設ごとで、温泉水ではなく加水をしている、あるいは水道水を使用しているといった表示をしていただくように、原部の方からはお伝えしているところです。これは、温泉をやはりこの5日間であっても欲しいという施設もございますので、その施設につきましては、源泉からタンク車を調達いたしまして、施設に配送するというようなことでのやり方もとる予定でございます。

大島委員

市民に対する表示、これをきちんとしていただきたいと、そういう願いが実はあるわけでございます。

今、保健所の方から説明がございました。今日いただいた資料を見ますと、残留塩素と菌がどうも関係あるのではないかと。この表によりまして、単位の名称がいいのかどうかわかりませんが、0.1ミリグラム残留塩素の施設が2か所ありました。例えばAが1,000。また、2番目は80。それから、0.2ミリグラムの残留塩素で、菌の数値が10の施設と120の施設が2か所。また、0.4ミリグラムの残留塩素を含むところは非検出ということでございますから、なかったのだらうというふうに解釈しております。その次に、0.6ミリグラムの施設が、これも非検出。濃度が濃くなると非検出。最後に、残留塩素が検出されなかった施設が1,000という数値が出てきております。前にも申しましたように、1か所、0.1の施設で1,000の検出数値が出てきたところがございます。残留塩素と菌の関係、これはどういうふうになっているのかお聞かせください。

(保健所)生活衛生課長

通常、やはり塩素消毒をしておれば、レジオネラ属菌というのは、ある程度対策としては効果があるのですけれども、ただしあまり薄い濃度ですと、それだけ効果がないということもありますし、また、その前日の入浴される方の数だとか、それから清掃の状況等によって変わってくるような状況です。通常であれば、残留塩素濃度0.2から0.4ぐらいを維持した方がいいというようなことであるのですけれども、レジオネラ属菌がやはり増えるおそれがあるという場合については、もう少し高目にした方がいいと思います。やはり因果関係というのはあると思います。

大島委員

ちょっとその数値がどのくらいのものなのか、私は全くわかりませんが、プールに例えれば、あるいは水道水に例えれば、どのくらいの数値なのか、参考までにお聞かせください。

(保健所)生活衛生課長

水道ですと、場所によるということも聞いているのですけれども、0.1から0.2とか、0.3とかいうのを聞いているのですが、プール水の場合についての基準というのは、0.4から1.0という形になっております。

大島委員

確かに朝里川温泉に通っている方に聞きますと、その日によってしょっぱさが違うというのです。そういう施設もあるのだという話を、昨年、聞いたことがあります。これは専門の業者でございます。やはり専門家は、ふろの浴槽の水をなめるみたいですね。そうすると多少の違いがある、そういう話を聞いたことがございます。保健所は、小樽市を含めて各施設にどのような指導を行ったのか、お聞かせください。

(保健所)生活衛生課長

源泉の管理をしているところにつきましては、貯湯槽並びに送水管などを含めまして、ぬめりを除去するような形で清掃、塩素消毒又は自主検査等を指導しております。また、温泉の供給を受けている各施設につきましては、やはり同じように浴槽内の清掃・消毒、また、定期的な塩素消毒をやってくださいと。保健所の方からは、10日から2週間ぐらいをめぐりに、各施設に行って塩素濃度を確認して指導しているところでございます。

大島委員

小樽市は保健所長から、この水質検査結果が出ております。1から5までの項目がございまして、5番目に指導

事項という項目がございます。経済部はどのように対応していたのですか。

(経済)観光振興室観光事業課長

今年の1月に、保健所からの検査結果と、それから指導につきまして文書をいただきまして、以後、私どもは、厚生労働省が示しております「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」というものに基づきまして、この配湯管内の消毒・洗浄を行うべく、業者等からもいろいろな手法等につきまして聞きました。その中で、当初は、過酸化水素を使用したものが一番消毒効果があるというような話もございまして、その線に沿って業者とも打合せをしていたところでした。先ほども委員ご指摘のとおり、朝里川温泉の私どもが所管しています配湯管の長さは尋常ではなくて、総延長1,865メートルあり、それだけの長さの配湯管を消毒・洗浄した実績というのが、業者の中でも非常に少ないという印象がございました。それから、なおかつ、過酸化水素は配湯管の管圧を高めて、今、私どもの所管しています配湯管は塩ビ管でございますので、管圧に弱い場合には、亀裂等が生じるおそれがあるという指摘もございまして、極めて安全な方法をとらなければ消毒・洗浄はできないだろうという判断で、私どもとしてはしばらく決定までに時間を要するということから、今年の5月に入りまして、当面の殺菌措置ということで、ホタテ貝を高熱処理したものがございまして、これは殺菌剤ということでございますが、これを貯湯槽に投入することによって効果を得ようということ、実施をいたしました。それを現在まで続けて対応しております。

大島委員

管については、今、説明があったように、清掃・消毒する場合、これは難しいだろうと、これは理解できます。しかし、今、最後のホタテ貝を入れたのだと、この点についてなのですけれども、報告書のこの表によりますと、5の、「源泉槽への塩素添加を励行し、添加後は定期的に残留塩素濃度を測定し、記録を保管すること」このように指導事項がありますけれども、これは塩素をホタテ貝粉にかえたということではないのですか。

(経済)観光振興室観光事業課長

この塩素添加ということで考えた場合に、先ほども保健所からも説明をしておりますとおり、各施設も塩素を注入していると。もともとの配湯のお湯の中にも塩素を入れるということになりますと、両方の塩素がまじって、施設側では塩素の計測が非常に難しくなるというような、施設側からの意見もいただきまして、塩素を入れるということは一時考えたのですけれども、それは現実的には施設側の混乱を来すということでやめました。それで、そうではない手法として、このホタテ貝の殺菌剤を使用したという経緯がございます。それから、定期的な検査ということで自主的な検査を、2月17日と5月には2回、それから6月ということで、実施しているところでございます。

大島委員

最後になります。今、2月17日と5月は2回、それから6月ということですのでけれども、そうしますと、測定をし、記録を保管することでございますけれども、この結果、数値にどのような変化があったのですか。

(経済)観光振興室観光事業課長

正確にお伝えいたしますと、2月17日に実施した検査におきましては、これは検査場所はそれぞれ同じなのですが、貯湯槽と、それから自然流下の流末で、最初と終わりで2か所とってございますが、2月17日は、貯湯槽では50CFU、流末では10CFU未満という数値が出ています。5月7日、これはホタテ貝の殺菌剤を投入する直前ということになります。この段階で、貯湯槽170CFU、流末で980CFU。5月27日、これは殺菌剤を投入して20日経過した後のことになります。貯湯槽、流末ともに20CFUということになっています。最後に、6月30日、貯湯槽では30CFU、流末で270CFUということで推移しております。

大島委員

効果が上がり始めたのかなと、そういうように解釈するわけですけれども、いずれにしても、市民が安心して利用できるようにしていただきたいと、そのように思います。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時30分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

菊地委員。

菊地委員

議案第1号及び第25号に反対、議案第2号ないし第5号は可決、報告第1号及び第2号は承認の立場で討論をします。

初めに、議案第1号平成15年度小樽市一般会計補正予算ですが、住基ネット2次稼働を開始するに当たってのパソコン付属機器購入の予算が計上されています。我が党は、住基ネットについては個人の情報漏えいの国民不安が払しょくされない、その不安が大きく、構想自体、国民的合意がないとの見地から、住基ネットからの離脱を求めています。総務庁調査でも、約800の市町村で情報漏えいの心配があるとしていますが、小樽市もこの800の自治体の一つであることを、先ほど、委員会で理事者も認めました。安全性の確証がない住基ネットからは離脱するよう改めて求め、その立場で補正予算について認めることはできません。

議案第25号は小樽市廃棄物減量等推進審議会条例案ですが、この審議会の設置に関しては、市長は、本会議、委員会での質問に対して、「あくまでごみの減量化を目的にしたもので、有料化はその中の有効な手段として考えられる」と、有料化を前提にしていなかったかのような答弁を繰り返しました。にもかかわらず、この間、開設された市長のホームページの中で、「設置目的は有料化を審議していただくものです」と、明確に答えています。議会では明確な答弁を避けながら、ホームページでは有料化を明確に打ち出す。議会軽視も甚だしいではありませんか。市民への負担を前提にした審議会の設置に、賛成するわけにはいきません。本会議ではさらに詳しく述べますが、各委員の皆さんの賛同をいただきますよう訴えて、討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第1号及び第25号について、一括採決いたします。

両件とも可決することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案第2号ないし第5号はいずれも可決と決定し、報告第1号及び第2号は両件とも承認と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

閉会に先立ちまして、一言お礼のあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたる熱心なご審議をいただき、当委員会としての役目を終えることができました。これも副委員長をはじめ、委員各位と、市長をはじめ、理事者の皆様のご協力によるものと感謝を申し上げる次第です。意をじゅうぶん尽くしますが、委員長としてのお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。